ノロウイルスによる感染性胃腸炎に注意！

ノロウイルスとは、冬季を中心に発生する感染性胃腸炎の原因となるウイルスです。

ノロウイルスは手指や食品などを介して人に感染し、嘔吐（おうと）、下痢（げり）、腹痛、発熱などの症状を引き起こします。かつては**おなかの風邪**、今は**嘔吐下痢症**などと呼ばれている症状です。ほとんどの方は軽症で回復しますが、子どもやお年寄りなどは、重症化する場合があります。

◆予防対策と注意事項

（１）食事の前やトイレの後には、必ずせっけんでよく手を洗いましょう。
（２）生の肉や魚介類を調理した調理器具はしっかりと洗い、熱湯などで消毒をしましょう。
（３）下痢や嘔吐などの症状がある場合は、食品を直接取り扱うことは控えましょう。
（４）下痢や嘔吐の激しい場合は、脱水症状を起こさないように水分を補給してください。むやみに市販の下痢止めなどを使用せず、早めに医療機関で受診しましょう。
（５）加熱が必要な食品はしっかり加熱して食べましょう。カキなどの魚介類の生食は、高齢者や乳幼児の方は避けましょう。
（６）症状のある方の便や嘔吐物には、大量のウイルスが含まれていますので、直接手で触れないようにしましょう。
（７）消毒には加熱や家庭用塩素系漂白剤が有効です。便や嘔吐物の付着には約５０倍希釈、調理器具やおもちゃには約２５０倍希釈で消毒します。容器に記載の使用上の注意等をよくご覧ください。消毒用アルコールは効果がありません。

【問い合わせ先】
健康介護支援課　☎５２－９２８１

給付金

青年就農給付金（経営開始型）

平成26年度中に青年就農給付金（経営開始型）の給付を受けるためには、経営開始計画を**平成26年12月26日（金）**までに提出していただく必要があります。提出期限を過ぎると平成26年度中には給付を受けられませんのでご注意ください。
【問い合わせ先】産業振興課農政班☎53・1062

その他

市街化調整区域開発許可の規制緩和

南海トラフ地震から県民の命を守ることや、県外からの移住を促進するため、市街化調整区域における規制が一部緩和されることになりました。
◆津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築
◆市街化調整区域の空き家の賃貸
詳しくは高知県土木部都市計画課のホームページをご覧ください。
【問い合わせ先】
高知県土木部都市計画課
☎０８８・８２３・９８４９
建設課都市計画班
☎53・３１１９

最低賃金改正について

高知労働局では、県内全ての労働者に適用される高知県最低賃金を改正し、10月26日から施行しました。
これにより、10月26日以降分として労働者に支払う賃金は、１時間677円以上としなければなりません。
【問い合わせ先】
高知労働局賃金室
☎０８８・８８５・６０２４
高知労働基準監督署
☎０８８・８８５・６０３１

12月４日～10日は人権週間です

人権擁護委員をご存じですか。市民の皆さんの人権が侵されないよう見守り、法務局と連携して、適切な対応を行います。家庭・学校・職場・地域社会などでお困りのことや悩み事について、ご相談ください。
※無料・秘密厳守
香美市の人権擁護委員は次の方々です。
◆土佐山田町担当
井上俊一・高橋梅尾・福島勇二・前田隆明・村田珠美
◆香北町担当
黒岩 徹・小松稔夫
◆物部町担当
岩越美代・爲近初男
【問い合わせ先】
高知地方法務局香美支局
☎52・３０４９

地デジ難視対策の支援制度が終了します

国が実施している地デジ難視対策のための各種支援制度は、平成27年３月末で終了します。
期限までに地デジ対策工事を完了するためには、遅くとも12月中の申し込みが必要です。
詳しいことは、総務省地デジコールセンターまでお問い合わせください。
【問い合わせ先】総務省地デジコールセンター
☎０５７０・07・０１０１

冬期狩猟免許試験

狩猟者になって、市から捕獲許可を取得し、有害鳥獣を捕獲すると報償金も出ます。狩猟免許を取って田畑を守りましょう。
【日時】
◆第１・２種銃猟免許
１月17日（土）10時～
◆わな猟免許
１月18日（日）10時～
【場所】高知県立大学池キャンパス（高知市池２７５１－１）
【受験資格】県内に住所を有する20歳以上の方
【申込方法】
試験日の10日前までに、県鳥獣対策課または香美猟友会事務局へ申し込み（申請書は、県ホームページまたは地区猟友会で）。なお、県猟友会主催の事前（初心者）講習会があります。
【問い合わせ先】
県鳥獣対策課
☎０８８・８２３・９０４２
HP https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/121601/
高知県猟友会
☎０８８・８５６・６６４１
香美猟友会事務局
☎53・２１８８

ご存じですかパートタイム労働法

平成27年４月１日から、パートタイム労働法が変わります。パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備が、事業主の義務となりました。
◆相談窓口の設置
事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するための体制づくりをしなければなりません。そのため、相談担当者を決めて対応させる、または事業主自身が相談担当者となって対応しなければなりません。
◆相談窓口の明示
パートタイム労働者を雇い入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に『相談窓口』が追加されます。いままで義務となっていた、昇給の有無・賞与の有無・退職手当の有無に加え、相談窓口（相談担当者の氏名等）を明示しなければなりません。
【問い合わせ先】
高知労働局　雇用均等室
☎０８８・８８５・６０４１

がん検診の未受診者検診のお知らせ

今年度がん検診を受診していない方を対象に、次の日程でがん検診を実施します。
今回の検診は、住所地以外の会場でも受診できますので、勤務先に近い会場など、ご都合に合わせて受診会場を決めることができます。
事前の申し込みが必要です。検診人数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。
【香美市会場の申込先】
健康介護支援課　☎５２−９２８２
【香美市外会場の申込先】
※１２月８日より電話で受付開始
高知県総合保健協会
☎０８８−８３２−９６９１

日付	場所	肺	胃	大腸	子宮	乳
１月１９日（月）	プラザ八王子			●		●
１月２０日（火）	奥物部ふれあいプラザ（午前） 保健福祉センター香北（午後）			●		●
１月２１日（水）	奥物部ふれあいプラザ		●	●		
１月２３日（金）	プラザ八王子			●	●	
１月２５日（日）	プラザ八王子	●	●	●		
１月２８日（水）	保健福祉センター香北	●	●	●	●	●
２月１０日（火）	赤岡保健センター（香南市）	●	●	●		
２月２５日（水）	南国市保健福祉センター（南国市）	●	●	●	●	●

他の会場で実施される検診の日程については、高知県健康対策課ホームページをご覧ください。
HP http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/